

21世紀資本主義の調整と対立軸

——労働と福祉の観点から——

若 森 章 孝

- | | |
|---------------------|-----------------|
| I 問題の研究史的背景 | IV 多様な活動にもとづく社会 |
| II グローバル市民社会と調整様式 | ——賃労働社会のオルタナティブ |
| III 21世紀資本主義と社会の対立軸 | |

I 問題の研究史的背景

21世紀の資本主義は大きな困難に直面している。「長い20世紀」を総括したイタリア生まれの歴史家アリギは、21世紀初頭におけるアメリカの覇権の衰退と中国の影響力の拡大という世界経済の構造変動の行方を「資本主義は生き延びるか」¹⁾ という視点から描き、資本主義が生き残れないシナリオばかりか、人類の歴史が暴力のエスカレーションのなかで終焉する恐怖のシナリオもありうる、と指摘している。21世紀の資本主義はまた、ギリシャの財政危機によって顕在化した EU における財政削減による通貨安定・競争力維持と各国の福祉・労働条件の維持との対立に見られるような、自由と平等、競争力と国民の福祉、市場経済と民主主義とのジレンマに直面している。晩年の松岡利道の一連の研究は、ウォラーステインの世界システム論²⁾ を一つの拠りどころにし、世界経済と国家間対立が資本主義の原動力であるという認識を示しながら、資本主義の動態的本質を理解するうえでそのジレンマ認識³⁾ が決定的に重要であることを繰り返し指摘している。

このような今日の資本主義が抱えるジレンマは、ネオリベラリズムによる金融資本主義の暴走のもとでは、容易に解決策を見出すことができない。ヨーロッパやアメリカだけでなく日本でも、このようなジレンマの解決が「政治」と普通選挙で成立した政権に求められ、福祉を削減し競争力を強化する責任を政治に要請する言説が、主要新聞や週刊・月刊の雑誌の主張として、政治家やエコノミストの意見として日々垂れ流されている。これらの言説は、突き詰めるならば、グ

1) ジョヴァンニ・アリギ『長い20世紀』土佐弘之監訳、作品社、2009年、終章。

2) 松岡利道が翻訳したウォラーステインの著作に、『アフター・リベラリズム』（藤原書店、1997年）、『ユートピスティクス』（藤原書店、1999年）などがある。

3) 例えば、松岡利道「近代世界システムと歴史認識の転換」（『経済学史学会・年報』第36号、1998年、「近代世界のジレンマ——ウォラーステインとバリバルとの対話」（若森章孝・松岡利道編『歴史としての資本主義』青木書店、1999年）、「市場と国家——ウォラーステイン『アフター・リベラリズム』の国家論」（『経済学雑誌』100（3）、1999年）を参照。

ローバル経済における競争力を強化し通貨と国債の評価を安定させるためには、普通選挙を回路とする福祉や雇用に対する普通の庶民の要求を「同意」によって抑えることが望ましいが、そのような合意が民主的に達成できないなら、普通選挙権や言論・集会の自由を消滅あるいは最小化させることで競争力と通貨安定を確保する、という資本主義の救済戦略に帰結することになる。この資本主義救済戦略は、1920年代における資本主義経済と民主主義との対立と両者の機能不全という社会的危機⁴⁾を、民主主義を抑圧・消滅させることで資本主義を救おうとしたファシズムの試みを想起させるものであるが、21世紀初頭の世界経済と資本主義の現実には、このような想起を荒唐無稽なものとして一笑できないほどに深刻である。競争力や雇用・福祉の課題を市場調整によって解決しようとするネオリベラリズムは、社会的合意を調達する民主主義の領域をできる限り縮小させる独裁的国家（権威主義的国家資本主義）が、変化と柔軟性に富むグローバル化した経済にいちばん適合した経済戦略を実行しうる、という皮肉な事態を生み出していないだろうか。

かかる21世紀資本主義の危機を多くの普通の人がとによりいっそう深刻化させているのは、金融主導型資本主義とネオリベラリズムにとって代わりうる実行可能なオルタナティブを構想し提起できる思想（マルクス主義、社会民主主義、エコロジー）や社会的勢力、社会運動が影響力を失い、「進行中の危機の最大の犠牲者」⁵⁾になっていることである。

しかし、経済学、社会学、政治学がそれぞれの視角から別々におこなってきた21世紀資本主義の展開と危機に関する研究成果を切り離すのではなく総合的に理解しようと努めるならば、進行中の危機における対立軸とオルタナティブの輪郭を明らかにする手がかりを得ることができるように思われる。

経済学では、金融資本主義の成長と危機の回路を分析し、ポスト金融資本主義を展望する研究が展開された。金融危機とバブル崩壊を批判的に分析した金子勝の先駆的研究『反グローバリズム』（岩波書店、1999年）や本山美彦の『金融権力』（岩波書店、2008年）に加えて、「資本主義の多様性」分析の枠組みのなかで金融主導型資本主義の制度分析をおこなったレギュレーション学派の一連の研究、山田鋭夫『さまざまな資本主義』（藤原書店、2008年）、アグリエッタ他『金融資本主義を超えて』（若森章孝・斉藤日出治訳、晃洋書房、2009年）、宇仁宏幸他『金融危機のレギュレーション理論 日本経済の課題』（昭和堂、2011年）、ボワイエ『金融資本主義の崩壊』（山田鋭夫他監訳、藤原書店、2011年）などが注目される。政治学は福祉国家の危機とその変容を問い、就労支援型の福祉国家への再編をめざす政治の対立軸が、就労を強制するワークフェアと就労可能性を高める人的資源投資重視のアクティベーション（活性化）にある、ということを示す

4) 1930年代における市場経済の危機と民主主義の危機の深刻化、ファシズムによる民主主義の消滅と資本主義の救済を分析したカール・ポランニーの一連の論文は、今日、読み返される価値がある。若森みどり「カール・ポランニーにおける市場社会と民主主義」（安孫子誠男・水島治郎編著『労働』勁草書房、2010年）を参照。

5) 例えば、ジジェクは『ポストモダンの共産主義』（栗百代訳、筑摩書房、2010年）のなかで、実行可能な代替案を示せない左派は進行中の危機の「最大の犠牲者」である、と皮肉っている。

かにしてきた。宮本太郎編『福祉国家再編の政治』（ミネルヴァ書房、2002年）、新川敏光・篠田徹編著『労働と福祉国家の可能性』（ミネルヴァ書房、2009年）、宮本太郎『生活保障』（岩波書店、2010年）、宮本太郎編『働く』（風行社、2011年）などはその代表的な文献である。社会学では、ネオリベリズムによる雇用の不安定化と労働の意味の変容を問うことで、注目すべき研究成果をあげてきた。ゴルツ『労働のメタモルフォーズ』（真下俊樹訳、緑風出版、1997年）、セネット『それでも新資本主義についていくか』（京藤秀正訳、ダイヤモンド社、1999年）、パウマン『リキッド・モダニティ』（森田典正訳、大月書店、2001年）、同『新しい貧困——労働、消費主義、ニューブア』（伊藤茂訳、青土社、2008年）、ドーア『働くということ』（石塚雅彦訳、中央公論社、2005年）、渋谷望『魂の労働』（青土社、2003年）などがその代表的なものである。

21世紀初頭における資本主義と社会統合の危機、および批判的勢力の衰退の危機を打破するには、経済学、政治学、社会学の各分野で別々におこなわれてきた研究成果をつなげるような社会科学の再生、あるいは社会科学の再生につながるような視点や理論的枠組みが必要である。そのような総合的な視点を提供するものとして、次の3つの研究動向がある。

第一は、労働・雇用のあり方や労働市場政策と福祉国家再編の政策とを連関させて研究する、「労働—福祉ネクサス」（安孫子誠男）アプローチ⁶⁾である。社会的保護（雇用保護か、失業保護か）と技能形成の関連、あるいはより広く、労働市場制度と社会的保護制度との関連を問うこのアプローチは、労働市場の柔軟性と雇用・所得の保障性を両立させているオランダ・モデルやデンマーク・モデルから引き出されたフレキシキュリティ（柔軟性・保障性の動態的両立）の研究とも重なっている。

第二の研究動向として、『経済学批判要綱』のマルクスは「賃労働」の項目で、労働力の再生産の分析を資本主義による生産と消費（欲求）の両面における「新しい社会主体」の創出と関連させて展開する構想をもっていたが、『資本論』のマルクスは労働力の再生産の分析を体系的な叙述の展開から除外した、ということ（したがって、『資本論』はマルクスの構想や理論のすべてを表現したものではないこと）を説得的に明らかにし、フォーディズムからグローバル資本主義への展開という今日の文脈における労働力の再生産の分析の復権を主張する、向井公敏の画期的なマルクス研究⁷⁾がある。向井の研究は、労働力の再生産を管理する様式が「規律社会から管理社会」⁸⁾に移行したことを強調するネグリ＝ハートの共著『帝国』の核心的論理とも重なっている。以上の第一と第二の研究動向は、社会の亀裂と不安定をもたらし金融資本主義に対するオルタナティブを賃労働（あるいは労働と福祉）の側から考える視点を提供している。

第三は、市場経済の未開拓の領域への拡大とそれに対する社会の自己防衛というボランニイの視点である。この視点は、福祉国家再編の政治の研究においても、レギュレーション理論による制

6) 安孫子誠男「〈労働—福祉ネクサス〉論の問題図」（安孫子誠男・水島治郎編著『労働』勁草書房、2010年）を参照。

7) 向井公敏『貨幣と賃労働の再定義』ミネルヴァ書房、2010年。

8) ネグリ＝ハート『帝国』水嶋一憲他訳、以文社、2003年、40ページ以下。

度諸形態の変化（賃労働関係が競争や金融を規定する編成から、競争や金融が賃労働関係を規定する編成への変化）の研究においても、対立軸を明らかにするのに役に立つ。例えばストリークは、『資本主義の再編成——ドイツの政治経済における制度変化』（2008年）のなかで、資本主義のもとでの制度変化あるいは制度発展は、より高いレベルの効率を求める集合的な合意にもとづくのではなく、市場の拡大および社会関係の新たな商品化を求める勢力と現存の社会秩序および相対価格の安定を求める勢力との闘争の結果として理解されるべきである、ということを強調している⁹⁾。

以下本稿では、現代資本主義の変容を見すえながら、労働と福祉（賃労働関係）の側から、調整様式、対立軸、オルタナティブ社会、について検討することにしたい。

II グローバル市民社会と調整様式

フォーディズムと福祉国家や労働組合といったその調整様式の諸制度の危機を乗り越えて展開したグローバル資本主義は、『帝国』の著者が主張するように、国境や地域を越えて自由に運動する資本と生きた労働力の潜勢力（一般的知性）とが媒介なしに直接的に対峙する帝国の世界をつくりだしたのではない。それは、グローバル化する資本の論理を代表した業界団体や多国籍企業と、資本の無制限な拡大によって侵害され破壊される人権、労働条件、居住環境、自然環境といった人間の存在条件を防衛する論理を代表した市民組織や地方政府とが、国家の媒介なしに主張や言説を対質しあう「グローバルな公共領域」¹⁰⁾を生み出した。グローバル化する資本と人間の存在条件を防衛する社会的勢力が、形成途上のグローバルな公共領域に媒介されて対立する、というグローバルな構図が出現したのであるが、この構図を「グローバル市民社会」¹¹⁾と呼ぶことができる。グローバル市民社会という舞台において、資源や労働力や部品を世界的規模で調達する多国籍企業と、その人権や環境保全や労働力再生産に対する責任を問う国際的市民組織(NGO)との対質、およびその調整様式が発展するのである。

例えば、生物多様性の保全と深く関わっている産業、具体的には石油・ガス開発、鉱山開発、農林水産業、食品産業などは、生物多様性保全への取組みが失敗すると、国際自然保護連合(IUCN)などの市民組織から批判され、企業活動保全の継続を左右するリスク（途上国政府による操業許可の取り消し、消費者による不買運動、サプライチェーンの分断など）が生じる恐れがある。それゆえ多国籍企業は、人間の存在条件の保護といういわば社会の論理を代表する市民

9) Wolfgang Streeck, *Re-Forming Capitalism*, Oxford University Press, 2008, p. 5.

10) 蓮見雄「グローバル経済ガバナンス問題と国際機構・EU」, 慶応大学大学院「慶応法学」第6号, 2006年, 203ページ。

11) ネグリとハートの『帝国』をグローバル市民社会として捉え直した注目すべき研究として、齊藤日出治『帝国を超えて』（大村書店, 2005年）, 同『グローバル化を超える市民社会』（新泉社, 2010年）, 八木紀一郎『国境を超える市民社会』（山口定他編著『現代国家と市民社会』ミネルヴァ書房, 2005年）がある。齊藤の議論と八木の議論を比較することで、グローバル市民社会論を発展させていく手がかりが得られると思われる。

組織の監視のもとで、企業の社会的責任（CSR）の一環として労働条件や環境の保全に取り組みは始めている。また、1999年にアナン国連事務総長の呼びかけによって2000年に発足した国連グローバル・コンパクトは、国際的に合意された人権、労働基準、環境に関する3つの宣言である世界人権宣言（1948年）、労働の権利に関するILO宣言（1998年）、環境と開発に関するリオ宣言（1992年）にもとづいて多国籍企業が遵守すべき10原則を定めたもので、法的拘束力はないが企業の社会的責任を定めている。国連グローバル・コンパクトも、資本の無制限の経済活動を制限するうえで大きな限界を有するとはいえ、グローバル市民社会の構成要素であるといっていよう。

しかし、グローバル市民社会は未完成であり、資本の論理を推進するWTO（世界貿易機関）による市場経済促進的なルールづくりが進んでいるのに、労働条件や労働力再生産の保護といった社会の論理を推進する実効あるルールづくりは一向に進展していない。グローバル資本主義が圧倒的に優位にあって、それがもたらす破壊的影響から人間や自然環境や地域共同体を保護する制度やルールは市場経済の発展にとって有害である、という主張が支配的である。ネオリベリズムによって推進されたグローバル資本主義は、グローバル市民社会をもたらしただにもかかわらず、資本の拡大と社会の防衛を調整するグローバル・ガバナンスが欠落している。蓮見雄の言葉を借りれば、21世紀初頭の今日、「市場との対話」と「市民社会との対話」を両立させる課題、すなわち、「市場と社会の妥協と調和をグローバルな次元で確保する新たな経済ガバナンスを構築することが課題になっている」¹²⁾のである。

グローバル資本主義の展開に対応する市場と社会との妥協を、国民国家を超えた地域次元で構築しようとする試みが、EU（27カ国加盟）において展開されてきた。EUは、1980年代の中ごろから本格化したグローバリゼーションの進展に対応すべく、単一欧州議定書（1987年）にもとづく域内市場の統合の完成（1997年）と12カ国による経済通貨同盟の発足（2002年）を短期間で成し遂げた。このような経済統合の深化はグローバリゼーションによる競争圧力のもとで、EU全体として競争力を引き上げようとするものであった。域内市場の統合によって、財、サービス、資本、労働力の国境を越える自由な移動が進展し、EU全体の規模で生産諸要素の効率的利用と競争力が向上することが期待された。経済通貨同盟によって、国境を越える大企業間の競争と合併・吸収が進展し、企業の淘汰と競争力が高まることが予測された。このような経済統合の深化を通じた域内の競争力の向上は、地域間の経済格差や雇用から排除される労働者の増加をとまなわざるをえないので、EUは、域内市場統合および通貨統合による競争政策と並行して、失業率や就業率、インフラ整備、教育支出、生産性などの指標から見た地域間の格差を是正するための欧州地域政策（結束政策）を意識的に展開してきた。例えば、1988年の構造政策（結束政策）改革は、単一欧州議定書の想定する共同市場のもとでの競争の結果として生じる経済的社会的の不均衡に対応する地域政策の欧州化であり、地域政策の優先目的（低開発地域の開発、産業衰退地域の構造改善、長期失業の解消・若者の就労促進、農業構造改善）などが導入された。また、1人

12) 蓮見雄、前掲(注10)、204ページ。

当たり GDP が EU 平均の90%に満たない国を対象としたインフラ整備支援のための結束基金の創設や、政策決定の下位地域への分権化（補完性）原則の追加などを導入した1993年の構造改革は、1992年のマーストリヒト条約が掲げる経済通貨同盟のもとでの企業間競争の活性化の結果として予想される、経済的社会的不均衡の拡大に対応しようとする欧州地域政策¹³⁾の深化であった。このような EU 次元における競争政策と社会政策との並行的な展開、競争力と格差是正・雇用安定との両立の追求は、資本の論理を社会の論理で意図的に制約しているという意味で「埋め込まれたネオリベリズム」¹⁴⁾と呼ぶことができる。

「埋め込まれたネオリベリズム」を追求する EU はそれにふさわしい調整様式をもっている。各加盟国レベルに決定権のある政策を加盟国間および EU/加盟国間で調整する、政策ツールとしての開放型調整方式（OMC: Open Method of Co-ordination）がそれである。OMC は、1997年から開始された欧州雇用戦略（EES）を推進する新しいガバナンス——閣僚理事会による EU のガイドラインの決定、加盟国によるガイドラインの雇用政策としての具体化、加盟国からの年次報告書の提出とそのピアレビュー——として導入された。OMC は、加盟国間の雇用政策を調整するための政策として活用されることになる。経済成長と雇用創出・社会的結束を両立させながら「2010年までに EU を世界でもっとも競争力のある動態的な知識基盤型経済にする」ことをめざすリスボン戦略を提唱した、2000年の欧州理事会によって、「OMC はリスボン目標¹⁵⁾を達成するための主要な政策手段として位置づけられた」¹⁶⁾。OMC はいまや、欧州雇用戦略や社会的保護・社会的包摂の政策分野を超えて、研究開発・イノベーション、構造経済改革、教育訓練、情報社会化、文化、青少年・スポーツ、健康の維持・増進、市民の保護などの政策分野にも適用範囲を広げている。

OMC は、① 短期的・中期的・長期的な共通目標の達成に向けたガイドラインの決定、② 成果を測定し、ベスト・プラクティスを選定する評価基準（指標）の開発、③ 加盟国の国内実施計画、④ 定期的モニタリング、ベスト・プラクティスのベンチマーキング、相互評価（ピア・レビュー）などによる相互学習プロセス、という4つの中心的要素から構成されている¹⁷⁾。①と②は EU レベルで、③は加盟国レベルで、④は EU と加盟国間、加盟国相互、加盟国内でおこ

13) EU の地域政策を域内外の国境を超える地域間協力（クロスボーダー・コーペレーション）の観点から研究したものに、若森・八木・清水・長尾編著『EU 経済統合の地域的次元』（ミネルヴァ書房、2007年）がある。

14) 八木紀一郎「EU の結束政策の現段階」、『現代の理論』第15巻、2008年春、51ページ以下参照。欧州統合の深化を「埋め込まれたネオリベリズム」として特徴づけた先駆的な研究として、中村健吾『欧州統合と近代国家の変容』（昭和堂、2005年）がある。参照されたい。

15) リスボン戦略の2つの優先的目標として、15歳—64歳人口の就業率70%、イノベーション指標としての研究開発支出対 GDP 比3%がある。

16) Heidenreich, M. and Zeitlin, J., eds. *Changing European Employment and Welfare Regimes*, Routledge, 2009, p. 1.

17) 新しい欧州ガバナンスとしての OMC の展開と特質については、福田耕治「リスボン戦略と EU 社会労働政策の新展開」（福田耕治編著『欧州憲法条約と EU 統合の行方』早稲田大学出版部、2006年）を参照。

なわれる。OMCの相互学習プロセスを通して、加盟国は国内計画を、EUはガイドラインを不断に革新することが期待されている。OMCの政策意図はとりわけ、国内計画の作成と実施に参加する多様なアクター、すなわち、中央政府、地方政府、経営者団体と労働組合、市民団体（NPO）の間の交渉や議論を通して政策の作成や調整についての正当性を獲得し、各加盟国の雇用政策・労働市場政策と福祉レジームの改革に影響を与えることである。

このような新しい調整様式としてのOMCの単位は、国民経済ではなく、国民国家を超えるEUと加盟国の共有権限分野に位置づけられており、競争し妥協し合うアクターや社会的勢力も複雑になり空間的に拡大されている。OMCは、これまで各国民国家の内部でおこなわれてきた政労使によるコーポラティズム的合意形成を否定するものではないが、そのような従来型のコーポラティズムを、多様なアクターが競争と相互学習を繰り返しながら新しい制度と政策をつくりだしていくプロセスの構成要素の一つとして位置づけ直そうとしている。したがってOMCという調整様式は、グローバリゼーションの圧力のもとで、EU全体としての競争力の向上とそれに見合う労働・福祉レジームの構築をめざしながらも、資本の論理（市場の声）と労働・福祉の論理（市民社会の声）との妥協点をEU、加盟国政府、地方政府、労使、市民団体といった多様なアクターを政策形成に巻き込んで探っていくアプローチであり、状況の変化に応じてEUが柔軟に異なった対応をとりうる「曖昧性を組み込んでいる」¹⁸⁾、と評価することもできる¹⁹⁾。しかしながら、現在の状況では、曖昧さの活用は資本の論理に有利に使われていて、「社会政策の赤字」²⁰⁾が生じている。OMCのもとで生じる労働・福祉分野の「赤字」を克服するためには、EUの競争力の向上に見合う労働・福祉レジームの構築を、たんに労働力の「再商品化」——就労義務を強調するワークフェアも、就労可能性を高める人的資源投資を重視するアクティベーション（活性化）も、労働力の再商品化という点で共通している——の論理から議論するのではなく、脱商品化の論理を組み込んだ「再商品化 対 脱商品化」という対抗軸²¹⁾を提起することが必要である。

Ⅲ 21世紀資本主義と社会の対立軸

経済の知識集約化をともなうグローバル資本主義の展開は、よく知られているように、資本主義を構成する制度諸形態の編成の転換と労働市場・福祉政策の変化を引き起こしてきた。制度諸形態の編成では、国際的には「埋め込まれた自由主義」のもとで賃労働関係が競争形態や貨幣・

18) 蓮見雄「欧州近隣諸国政策における『曖昧性』の役割」、『現代の理論』第16巻、2008年、68ページ。

19) OMCの特質を曖昧さの視点から分析した研究として、小川有美「新しい統治としてのOMC（開放的協調）とヨーロッパ化する政党政治」（中村民雄編著『EU研究の新地平』ミネルヴァ書房、2005年）がある。

20) 庄司克宏「リスボン条約とEUの課題」、『世界』第776号、2008年3月号、211ページ。

21) 脱商品化の論理を組み込んだ対抗軸を提起することの重要性については、田中拓道「脱商品化とシティズンシップ」（『思想』no. 1043、2011年3月）を参照。

金融形態を規定するフォーディズムから、埋め込まれていないネオリベラリズムのもとで競争形態や貨幣・金融が賃労働関係を規定する知識・金融資本主義への転換が、急速度で進行した。労働・福祉政策の変化では、社会保障を通じた所得再分配と連動した消極的労働市場政策（失業手当のような所得保障）が、福祉国家の再編と連動した積極的労働市場政策（技能訓練や就労努力の強化による就労促進政策）へと転換しつつある。このような転換をどのように理解すべきだろうか。その理論的基準を提供してきたのが、比較資本主義分析と比較福祉政治分析である。

比較福祉政治の研究は、「福祉から労働へ（welfare to work）」という福祉政治の方向転換の流れのなかで、就労努力の義務に重点をおくワークフェアと就労可能性を高める技能訓練に重点をおくアクティベーション（人的資源モデル）とを区別し、単純化すれば、前者をアングロサクソン諸国の特徴として、後者を北欧諸国の特徴として説明する。後者は公的な人的資源投資の多い諸国、前者は人的資本の育成が個人の責任に委ねられている諸国である。EUの欧州雇用戦略は、フレキシキュリティ政策によって、消極的労働市場政策からアクティベーション型の積極的労働市場政策への移行を推し進めている。このような「ワークフェア 対 アクティベーション」という対立軸は、現実の労働市場と福祉国家に関する制度と政策の変化を明快に説明するものであるが、それだけでは十分ではなく、制度変化としてはまだ微弱にしか顕在化していない「再商品化 対（再）脱商品化」というもう一つの対抗軸を付け加える必要がある。ワークフェアもアクティベーションも、前者が大きな格差を生み出すのにたいし後者は格差の是正を意図しているという大きな違いがあるとはいえ、所得保障による労働力の「脱商品化」よりも失業者・福祉受給者の労働市場への包摂による労働力の「再商品化」を推進している点で同じ性格をもっている。労働力の「再商品化」がグローバル資本主義のもとでの労働市場と福祉国家の制度変化の主要な流れだとすれば、それに対抗する動きと論理は労働力の再生産の「（再）脱商品化」である（表1参照）。競争力と福祉を両立させたデンマークのフレキシキュリティ・モデル²²⁾も、労働市場の柔軟性（解雇制限の緩和）、手厚い所得保障、積極的労働市場政策という3つの要素からなる黄金の三角形として理解されるだけでは、労働力の「再商品化」の事例のベスト・プラクティスにすぎないだろう。労働力の再商品化の論理と制度化にたいし、十分な長さの育児休暇、技能や資格の向上のための休暇、家族のケアのための休暇、社会的に有益な活動のための休暇、一言でいえば、強制的な労働時間ではなく労働者自身の時間としての「時間主権」²³⁾を要求する「労働力の再・脱商品化」が対置される必要がある。デンマークの現在のフレキシキュリティ・モデルは、労働市場への包摂を超える労働力の脱商品化という視点から見れば、まだまだ多くの限界²⁴⁾

22) デンマークのフレキシキュリティ・モデルの研究として、藤川恵子「日本版フレキシキュリティ構築への課題」（『Works Review』no. 3, 2008）、柳沢房子「フレキシキュリティ——EU社会政策の現在」（『レファレンス700号』国立国会図書館調査及び立法考査局, 2009年）、若森章孝「フレキシキュリティとデンマーク・モデル」（安孫子誠男・水島治郎編著『労働』勁草書房, 2010年）を参照されたい。

23) ドイツの時間主権政策の研究として、田中洋子「労働と時間を再編成する——ドイツにおける雇用労働相対化の試み——」（『思想』no. 983, 2006年3月）を参照。

24) デンマークのアクティベーション政策を批判的に研究した先駆的研究として、嶋内健「デンマーク福祉国家の歴史の変遷とシティズンシップ」（『立命館産業社会論集』46 (3), 2010年）がある。同氏のノ

表1 新しい対立軸としての、労働力の再商品化と脱商品化

		労働力の再商品化	
		ワークフェア	アクティベーション
労働力の脱商品化	後退	アメリカ、サッチャー時代のイギリス、小泉以後の日本	ドイツ、フランス ブレア時代のイギリス
労働力の（再）脱商品化	進行	市民活動（コミュニティ） による公的支援の代替	時間主権、公的ケアの拡大 スウェーデン、デンマーク、 オランダ

を抱えているのである。

資本主義の制度変化の研究の代表的研究者の一人であるストリークも、ホールとソスキスの「資本主義の多様性」アプローチ²⁵⁾が、市場経済における効率（およびイノベーション）促進的な制度補完性のタイプの検出（自由な市場経済とコーディネートされた市場経済の類型化）に焦点を当て、制度変化の根底にある資本主義発展の対立的性格を無視している点を批判する²⁶⁾。ストリークが資本主義発展の対立的性格として指摘するのは、資本主義経済においては民主主義および政治の役割を世界市場の一角で競争的パフォーマンスを確保するための経済的・技術的調整に還元することはできず、しばしば社会的秩序と政治的安定が経済的効率を犠牲にして達成される、ということである²⁷⁾。彼は、資本主義の制度変化を時間（time）の次元ではなく、歴史（history）²⁸⁾の次元で研究することを提起している。

ストリークが資本主義の制度変化の対立軸を明らかにするのに援用するのは、通説的な資本と賃労働との対立、あるいは拡大する経済的格差の問題ではなく、ポランニーが『大転換』で市場社会の二重運動として定式化した、市場の拡大と社会の自己防衛との対抗である。ストリークは二重運動を、資本主義の制度変化の根底にある対立軸として理解している。彼によれば、積極的労働市場政策による労働力の再商品化とともに、これまで市場経済に編入されず、したがって資本主義の拡大の源泉としては未開拓であった労働力と労働力再生産の領域や社会の非経済的領域が、グローバル資本主義の競争圧力のもとで急速に市場化＝商品化している。女性の労働市場進出にともなう、家庭内で調達されていた育児・家事・介護のサービスの市場化、スポーツや音楽などの感動を与えてくれる活動の市場化がそのような例である。ワークライフ・バランス（仕事と生活の調和）政策も、女性労働力の商品化と男性の人的資源の絶えざる向上を追求する政策措

、博士論文「デンマーク福祉国家におけるアクティベーション政策の批判的研究」とともに参照されたい。

25) ホール、ソスキス編『資本主義の多様性——比較優位の制度的基礎』（遠山弘徳他訳、ナカニシヤ出版、2007年）、とくに「1 資本主義の多様性論・序説」を参照。

26) レギュレーション理論の視角から対立軸を組み込んだ政治経済学の構築を試みた研究として、中原隆幸『対立と調整の政治経済学』（ナカニシヤ出版、2010年）がある。

27) Streeck, op. cit., pp. 5-6, pp. 16-20.

28) Ibid., p. 19. なお、資本主義の制度変化を、資本の論理優位と社会の論理優位との中長期的な交代という歴史の次元に位置づけた興味深い研究として、山田鋭夫『さまざまな資本主義』（藤原書店、2008年）がある。

置として、広義の労働力再商品化の推進に貢献している。しかし、時間主権や環境保全、公的ケアや教育支出の拡大、人権やマイノリティの擁護などを求める運動として、社会の自己防衛の動きがあり、また、二重運動は文化や規範の水準においても存在している。今日、新しい資本主義文化と新たな消費規範は、社会生活のさらなる商品化と労働力の再商品化を推し進める決定的な要因の一つになっている。ストリークは、進化する資本主義の機能的要求に照応した「新しい、自由に選択されると言われているが、実際は規範的に強制された生活様式」²⁹⁾への、労働者とその家族の包摂が進行していることを強調する。そのような資本主義文化の規範の一つが「消費者兼労働者」³⁰⁾像であって、彼は例として、夫婦とも1年を通してフルタイムで働き(2人で3500労働時間)、2人の子供を育て、どんな道なき場所でも走れるSUV車で短いけれども密度の高い家族休暇を過ごすスーパーカップルの生活様式を挙げている。ストリークは、文化や規範の水準における脱商品化の重要性を指摘するだけで、その具体的な展開をしていない。しかし、社会的シティズンシップを商品化と脱商品化の闘争の産物として解き明かした田中拓道³¹⁾が指摘するように、労働の意味や生活の質を問い直して個人の批判的な思考と選択の能力を高める運動を、脱商品化の新しい動きとして理解してよいだろう。ストリークによれば、新たな商品化と労働力の再商品化による市場の拡大と、市場拡大を抑制する社会の対抗運動との間に、どのような境界線をもうけるのか、市場の論理と社会の論理とのあいだでどのような妥協点を見つけるのか——まだ決着していないこの争点に、資本主義の制度変化の行方は依存しているのである³²⁾。

Ⅳ 多様な活動にもとづく社会——賃労働社会のオルタナティブ

フォーディズムとそれを支えていた福祉国家および性別役割分業(家父長的)家族が衰退し、金融主導型資本主義とそれに照応する福祉国家の再編および個人単位の新しい家族形態が発展するとともに、「労働力の利用とその再生産に関する諸条件の総体」を意味する賃労働関係の状態も根本的に変容した。この賃労働関係の変容とそれにもなう労働の意味の変化について、社会政策の研究者³³⁾と社会学者は重要な研究を積み重ねてきた。経済学は、その成果を吸収して、グローバル化と知識集約的資本主義が同時に進展する21世紀初頭の文脈において、賃労働関係の理論を再構築する必要がある。労働力の再生産を経済のグローバル化のなかで考察する賃労働関係の議論には、賃労働社会のオルタナティブについての考察が含まれなければならない。

29) Streeck, op. cit., p266.

30) Ibid.

31) 田中拓道、前掲(注21)、155-156ページ。

32) Streeck, op. cit., pp. 246-253.

33) 新自由主義的グローバリゼーションがもたらした新しい社会問題を社会政策の視点から分析した体系的な研究として、福原宏幸編著『社会的排除／包摂と社会政策』(法律文化社、2007年)、堀橋孝文編著『ワークフェア』(法律文化社、2007年)、武川正吾編著『シティズンシップとベーシック・インカムの可能性』(法律文化社、2008年)がある。

日本でも著名な社会学者セネットは、『新しい資本主義の文化』（邦訳『不安な経済／漂流する個人』）のなかで、グローバル化と知識集約化を両輪とする資本主義を新しい資本主義と呼び、この資本主義が求める文化的理想——「短期的なものに順応させられ、潜在能力だけを評価され、過去の経験をすすんで放棄する自己」³⁴⁾——が社会的不安定と大きな経済的格差という社会条件のもとで生活する普通の人びとを「不要とされることへの不安」³⁵⁾に陥れていることを明らかにした。そして、人びとのこのような不安を和らげ、労働と働くことの意味を回復するための対抗文化として、不安定な断続的雇用を強いられる個人の人生のなかに一貫した意味をつくり上げていく物語性、地域共同体などで有益な活動の機会を見つけその活動の有用性が公的に認知される仕組み、私欲を超えたコミットメントを特質とする^{クラフトマンシップ}職人技を提案する。とりわけ注目されるのは、セネットが物語性を付与する最近の革新的試みとして、①労働組合による職業紹介や託児所の企画、②解雇の不安を解消し継続的な雇用を保障するオランダのジョブ・シェアリング、③すべての人に無条件で所得保障をおこなうベーシック・インカム（基本所得保障）を紹介していることである。セネットは、このような対抗文化を制度化する仕組みを備えた資本主義を「われわれの時代の社会資本主義」³⁶⁾と名づけ、その出現に期待を寄せている。

フランスの思想家、故アンドレ・ゴルツ（1924-2007）は晩年の著作『現在の貧困、可能性としての豊かさ』（1997年）のなかで、科学技術の進歩によって物質的富の生産に必要な労働時間と雇用がますます少なくなることを背景にして、資本と企業が労働者からよりいっそう時間を管理する力を奪うやり方で雇用（労働）を配分していることを描いている。具体的には、被雇用者層が景気状態や季節の変化に応じて変化する労働時間の柔軟性を受け入れていること、人的資源の劣化を宣告されて職を失うことを恐れている安定雇用の労働者と雇用が不安定でまったく労働できないこともある労働者（短期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者、ワンコール労働者など）とに労働市場が分断されていること、したがってもはや標準労働日や労働時間短縮の概念の意味は失われていること——これらが、賃労働社会（勤労者社会）の現状として分析されている。彼はそのうえで、新たなオルタナティブな社会ビジョンとして「多様な活動の社会 *une société de la multi-activité*」³⁷⁾を提起する。ゴルツは、資本による労働者の時間管理と多様な活動にもとづく社会との対抗を現代の中心問題として位置づけ、この闘争の焦点を次のように説明している。

「中心的な闘争の争点は次のような選択肢として要約される。労働を多様な活動のなかにその構成要素の一つとして統合するか、それとも、多様な活動を「雇用」のなかにその一つの形態として統合するか。労働時間を多元的で多様な生活の差異化された時間のなかに統合するか……、それとも、生活の時間とリズムを資本の収益性の要請と企業の『フレキシビリ

34) リチャード・セネット『不安な経済／漂流する個人』（森田典正訳、大月書店、2008年、12ページ。

35) 同上書、90ページ以下。

36) 同上書、183ページ以下。

37) Gorz, A., *Misère du présent, Richesse du possible*, Galilée, 1997, p. 128.

ティ」の要請に従属させるのか。』³⁸⁾

ゴルツは、労働を多様な活動にもとづく社会のなかにその要素の一つとして統合する萌芽的形態を、1982年の労使妥協（いわゆるワセナール合意）によってスタートした賃金抑制と労働時間短縮によるオランダのワークシェアリング制度（女性のパート労働の増加を中心とした雇用創出）、とりわけ、1993年の労働市場改革（失業者に失業給付受給の条件として、職業訓練・教育への参加を義務づけるアクティベーション政策の実施）の一環としてデンマークで導入されたサバティカル年制度や技能研修休暇の権利のうちに見出そうとする。とくに彼が目にするのは、仕事の中断が雇用不安の増大を意味せず、むしろ雇用保障を高めることである。というのも、サバティカル年などによる仕事の中断は、中断された仕事を失業者や不安定就業者が肩代わりするワークシェアリングを通して、仕事がより多くの労働者に広がっていくことになるからである。より一般的に言えば、7年ごとのサバティカル年の権利、毎年あるいは数年ごとの技能訓練休暇の権利、スウェーデンのように両親が分け合うことができる育児休暇の権利、病気の子供や高齢の父母を介護するために休暇をとる権利、また、萌芽的に存在するだけだが、社会的に有益な活動のために休暇をとる権利——これらのすべては、「職業的活動をますます断続的なものにし、最終的にはワークシェアリングと同じ効果を生み出すようになる。同じ仕事あるいは機能が互いに交代する人たちによって分かち合われる。彼らはそれぞれ別の関心の中心をもち、また自分たちの生活のなかで別の活動を遂行するようになる」³⁹⁾。

労働者が仕事を強制ではなく自主的に中断し、自分の人生のライフサイクルの必要に応じて研修や技能訓練、子育てや介護のための休暇を取得できる権利をもつことは、ゴルツにとって、仕事（雇用）の中断と労働時間のフレキシビリティを不安定性から保障・安定性に変えるだけでなく、すべての人の人生における雇用の相対的重要性を軽減させ、新しい生き方や活動を経験する機会をもつようになること、自分の人生を多様な活動によって充足させるようになることを意味する。この意味で、デンマークのサバティカル年制度やスウェーデンのジェンダー平等的育児休暇制度⁴⁰⁾は、ワークシェアリングによる雇用の安定のみならず、賃労働社会を超える多様な活動にもとづく社会に通じているのである⁴¹⁾。それゆえ、多様な活動にもとづく社会は、人びとのあいだに「選択の可能性を等しく再分配すること、それが新たな平等の理念になること」⁴²⁾を条件としている。この意味で、ゴルツのいう「多様な活動にもとづく社会」は、篠田武司がス

38) Ibid., pp. 124-125.

39) Ibid., pp. 155-156.

40) ジェンダー平等にもとづくスウェーデンの育児休暇制度の最新の実証的研究として、篠田武司（研究者代表）『ワーク・ライフ・バランスの企業での実施に関する瑞、蘭、日の比較研究』（平成19年度—平成21年度科学研究費補助金）がある。

41) ゴルツはデンマークの試みが多様な機能にもとづく社会を萌芽的に含んでいる理由として、① 労働する権利と労働しない権利が同じ重要性をもっていること、② すべての人が労働を中断する権利と継続的な所得（失業給付ではない）の権利をもっていること、③ この制度は大企業にも中小企業にも適用できること、の3点をあげている（ibid., pp. 156-157）。

42) 篠田武司、前掲（注40）、47ページ。

ウェーデン社会における福祉国家の制度改革とその理念の進化についての研究から引き出した、「選択可能な社会」⁴³⁾の構想とその制度設計として展開していくことができる、と考えられる。

ゴルツはこのような多様な活動にもとづく将来社会の必要条件として、すべての市民に無条件で十分な所得を保障するベーシック・インカム（基礎所得）の実現に賛成する。彼は以前の著作『労働のメタモルフォーズ』（原著1988年、真下俊樹訳、緑風出版、1997年）では、ポスト工業化とともにますます減少していく仕事（雇用）を社会の構成員に適切に分配する政策をとまわらないベーシック・インカムは社会的排除を生み出す、という理由で、ベーシック・インカムに反対を表明していた。当時のゴルツは、他者によって制約されない自律的活動領域と、社会の存続に必要な生産活動という社会的規範のもとにある領域とに、すべての市民が属することからなる「二元論的社会」を、社会主義に代わる新しい社会として構想していた。彼がこの社会構想を撤回し、ベーシック・インカムを多様な活動からなる多元的社会の条件として位置づけたのは、ポスト工業化の段階にある資本主義が「一般的知性」の形成と発展に搾取と価値増殖の基盤をおくようになり、資本の価値増殖がもはや工場で組織される雇用労働を源泉とするのではなく、社会における人びとの知的、情動的なさまざまな活動とその多様なつながりの利用・搾取に依存するようになった、そして、労働（雇用）とその他の活動が区別なく資本の支配と搾取の対象になった、という認識を、『帝国』の著者たちと共有するようになったからである。しかし、ゴルツのベーシック・インカム支持論は、グローバル資本主義のもとで資本の論理（市場の声）と労働・福祉の論理（社会の声）とをどのような方式で調整するかという問題や、労働力の再生産の領域における市場化・商品化と脱商品化との対抗軸を明らかにする課題を看過しているように思われる。多様な活動社会を社会主義や共産主義にとって代わりうる将来像として展開するには、ポスト工業化資本主義の対立軸や調整様式を究明する課題を避けることができないのである。

とはいえ、資本主義によって強制される仕事の中断と雇用不安を打破する、多様な活動にもとづく社会という将来像は、「選択可能な社会」の構想につなげて理解することで、資本主義の現在に潜在する「可能性としての豊かさ」を喚起する力を失った社会主義にとって代わりうる、オルタナティブ社会のビジョンについて議論していくための手がかりになりうる。諸個人の多様な活動にもとづき、そのような活動を豊かにすることで発展する、という社会のビジョンは、脱経済成長社会やポスト工業社会（知識社会）、定常社会や持続可能な社会といった言葉で語られる将来的方向性と重なり合う要素を含んでおり、そういった方向性をより深めていくことに貢献するように思われる。

43) 「選択可能な社会」の理念は、篠田武司「『選択可能な社会』と社会経済学」（『立命館産業社会論集』47 (1), 2011年）で詳しく説明されている。参照されたい。